

一般社団法人岩手県社会福祉士会の懲戒に関する規則

規則第 6 号

2021 年 4 月 1 日制定

2021 年 6 月 6 日改正

2022 年 6 月 5 日改正

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人岩手県社会福祉士会(以下「本会」という。)定款第 9 条に基づき本会の正会員を除名する場合、あるいはその他の懲戒処分をする場合の種類並びに基準を定め、もって正会員である社会福祉士の倫理基準の維持・向上を図ることを目的とする。

(倫理綱領・行動規範の禁じられた行為の受付)

第2条 本会に所属する正会員に対する倫理綱領・行動規範の禁じられた行為については本会で受け付ける。

(調査・審査)

第3条 受け付けた倫理綱領・行動規範の禁じられた行為については本会で調査・審査する。

(処分)

第4条 本会は、公益社団法人日本社会福祉士会「懲戒基準規程」により懲戒処分を行う。

(通知)

第5条 懲戒処分の結果については、倫理綱領・行動規範の禁じられた行為の申出人及び被申出人に通知する。

(公表)

第6条 懲戒処分の公表については、会長が行う。

2 処分の公表の範囲及び方法は、本会理事会で定める。

(委託契約)

第7条 第 2 条から第 6 条にかかる事項を執行するため、別途、本会と公益社団法人日本社会福祉士会の間で業務委託契約を結ぶ。

(委任)

第8条 この規則に定めるほか、運営等に必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規則は、2012 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 2021 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

- 1 2022 年 6 月 5 日から施行する。